

# 領事手数料改定のお知らせ

2013年3月17日  
在バンガロール出張駐在官事務所

財務大臣が定める外国貨幣換算率の改定に伴い、2014年4月1日以降の領事手数料についても改定されましたのでお知らせいたします。主な改定内容は以下のとおりです。

なお、改定後の手数料については、4月1日以降の申請受付分より適用されます(3月末までの受付分は改定前の手数料となります)のでご留意願います。

## 主な領事手数料改定内容

(通貨単位:ルピー)

種別		改定前	改定後	
旅	新規発給 (更新及び紛失・盗難時の 再発給を含む)	10年旅券	10,670	9,520
		5年旅券	7,330	6,550
		5年旅券(12歳未満)	4,000	3,570
券	記載事項訂正を伴う旅券(*1)		600	3,570
	査証欄の増補		1,670	1,490
	帰国のための渡航書		1,670	1,490
証	在留証明		800	710
	戸籍記載事項証明(出生、婚姻等)		800	710
	翻訳証明		2,930	2,620
明	署名又は印章の証明	官公署に係るもの	3,000	2,680
		その他	1,130	1,010
査	一次入国査証	インド人	550	500
		その他の国籍者(*2)	2,000	1,790
証	数次入国査証	インド人	550	500
		その他の国籍者(*2)	4,000	3,570
	通過査証	インド人	50	50
その他の国籍者(*2)		400	420	

\*1 2014年3月20日をもって記載事項の訂正は廃止されるところ、今後、記載事項の変更のみを希望する場合は「残存期間が訂正前旅券と同じ期間まで有効」となる「記載事項変更旅券」を申請して頂く必要があります。(詳しくは窓口まで)

\*2 イラン人に対する査証手数料については、別途手数料が定められています。